

令和4年(ワ)第55号 損害賠償請求事件

原告 奈良市

被告 伸川元庸（以下「被告伸川」といいます。）

令和4年(ワ)第56号 損害賠償請求事件

原告 奈良市

被告 [REDACTED] (以下「被告[REDACTED]ら」といいます。)

### 和解案

令和5年3月29日

奈良地方裁判所民事部合議2係

頭書各事件について、別紙の内容での和解を勧試しますので、ご検討ください。

(別紙)

1 結論

(1) 令和4年(ワ)第55号事件

被告仲川は、原告に対し、3000万円を支払う。

(2) 令和4年(ワ)第56号事件

被告■らは、原告に対し、連帶して3000万円を支払う。

2 添足説明

(1) はじめに

本件については、奈良市の住民を原告とする住民訴訟において、奈良市長仲川元庸は、被告らに対し、連帶して1億1643万0705円の損害賠償金及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求することを命じる判決が確定しています(当庭令和2年(行ウ)第19号、大阪高等裁判所令和2年(行コ)第116号。以下「前件訴訟」といいます。)。そして、前件訴訟では、被告仲川と被告■らは、平成30年2月15日、被告■らが共有する奈良市横井町内の土地(本件買収地)を、単価1514円/m<sup>2</sup>・合計1億6772万2252円で原告に売却する旨の売買仮契約(本件売買契約)を締結し、同年3月23日、原告議会の同意を得て同契約の効力が発生したが、この代金額は、不動産鑑定士による本件買収地の評価額の平均(単価463円/m<sup>2</sup>・合計5129万1547円)等からすると、著しく不均衡であり、本件買収地取得の必要性や合併特例債の起債期限等を考慮しても、本件売買契約の締結について、被告仲川及び被告■らは共同不法行為責任を負い、原告には、上記差額分である1億1643万0705円の損害が発生していると認定されています。

本件では、この確定判決の効力が本件訴訟に及ぶかが主な争点となっておりますが、以下に述べる事情を含む本件事案に関する一切の事情を考慮すると、前記1記載の内容での和解による解決が相当と考えます。

(2) 原告が本件買収地を早期に取得したことによる便益

ア 原告は、当初から、新斎苑整備事業に係る事業費の多くを合併特例債により賄うことを想定しており、実際、新斎苑整備事業に係る予算執行額約56億円のうち、約32億円を合併特例債で賄い、そのうちの7割に相当する約

22億円が地方交付税によって措置されています（第55号事件乙4）。

市町村の合併の特例に関する法律11条の2第1項より、合併特例債の発行期限は、令和7年度末（令和8年3月31日）までとされており、合併特例債を利用して新斎苑整備事業を行うまでには、同年度までに予算を執行する必要がありました。本件では、本件売買契約の締結により、当初の計画どおり、平成29年3月に用地である本件買収地を取得することができましたが、仮に、取得金額等の完買条件が合意に至らなかつた場合は、原告としては、土地収用手続に移行することを想定していました（第55号事件乙6）。これによると、用地の取得時期が令和4年12月頃と当初の計画から大幅に遅れ、そこから工事事業者の募集、工事に関する地元・周辺地域との協議等を経て、工事を開始するとなると、建設工事の完了時期は令和9年6月頃となり、少なくとも最終事業年度の事業費を合併特例債で賄うことはできなくなり、合併特例債を発行できていれば交付税措置を受けられたはずの金額（約9億円から10億円）を自主財源で負担せざるを得なくなっていました。

本件売買契約の締結により、原告は、不動産鑑定士の鑑定価格より1億円以上高額な金額を支出することになりますが、これによって、これを上回る金額の財政負担を免れた可能性が相当程度あったと認められます。このような事情は、被告らが原告に賠償すべき金額を算定するに当たって、和解限りで考慮することとしました。

イ　さらに、原告は、早期に本件買収地を取得し、早期に新斎苑の供用を開始することができたことによって、相応の経済的利益を取得していることがうかがえます。

すなわち、第55号事件乙7及び弁論の全趣旨によると、新斎苑が供用開始された令和4年4月1日前後の1年間を比較すると、新斎苑の供用開始により、原告における火葬件数が約2600件増加し、使用料収入が約945.0万円増加していること、使用料金の高額な原告以外（市外施設）での火葬件数が大幅に減少して、市民の経済的負担がおよそ1億2000万円減少していることがそれぞれ認められます。

これら（奈良市民を含めた）原告全体の便益は、本件売買契約によって直接もたらされたわけではなく、上記金額が前記①の原告の損害と相殺され

得る利益ともいえないが、原告が被告■から本件買収地を早期に取得し、早期に新斎苑の供用を開始したことによって生じた便益であると評価することができます。そうすると、このような原告に生じた便益は、金額的な評価が困難であるとしても、被告らが原告に賠償すべき金額を算定するに当たって、和解限りで考慮すべきものとみました。

(3) 被告らが原告らに賠償すべき損害額

このように、原告は、本件買収地を不動産鑑定士の鑑定評価額を大きく上回る金額で取得したことにより損害を被ったものの、他方で、本件買収地の早期の取得により、原告は、前件訴訟で認定された損害額以上の財政負担を回避でき、あるいは、新斎苑供用による火葬場使用料収入が大幅に増加するなど、相応の利益を取得したと認められます。そうすると、本件において、前件訴訟で認定された原告の損害額（1億1643万0705円）を、直ちに被告らに全額賠償させることが妥当な紛争解決の手段であるとも限らず、被告らの支払能力や回収可能性等をも踏まえると、和解限りにおいて、その5割程度に相当する6000万円を被告らに賠償させるのが相当であると考えました。

(4) 被告仲川と被告■の負担割合

被告仲川については、前件訴訟で認定されているとおり、代金額が鑑定等の結果を踏まえた合理的な金額よりも著しく不均衡であることを認識しながら、被告■の要求に応じて本件売買契約を締結しており、本件売買契約の違法性について故意又は過失が認められます。

他方、被告■については、前件訴訟において、本件買収地が市場では売却困難であること、原告が本件買収地の早期取得すべき必要があること等を認識しながら、価格を引き上げるように要求したことからすると、本件売買契約の締結が被告仲川の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たることを少なくとも認識し得たとして、過失があると認定されております。もっとも、被告■は、本件買収地の共有者として処分権限を有する者であり、本来、誰にいくらで売却するのかについての自由な意思決定が可能でありますし、もともと本件買収地は被告■の父が約2億円で競落して取得しており、原告側の職員に鑑定評価を上回る金額での売却を要求しつつ、最終的に1億6772万2252円での売却に合意したことは、一面において合理的な経済活動の範囲内とみる余地もあります。

以上のような双方の事情を考慮すると、本件売買契約による利益は被告■らが全額享受し、被告仲川は個人として何ら利得していなかったとしても、被告仲川と被告■らとの間の負担割合に有意な差はないと考え、被告仲川及び被告■らは、いずれも3000万円ずつ支払うべきであるとみました。

(5) 小括

以上より、前記1の和解案を提示いたします。

以上